

株主の皆さまへ

第77回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

当社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

2022年6月3日

株式会社ヨロズ

当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		株式会社ヨロズ2009年度 発行新株予約権		株式会社ヨロズ2010年度 発行新株予約権	
発行決議日		2009年11月16日		2010年11月18日	
新株予約権の発行価格		無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個あたり91,190円 (1株あたり911円90銭)(注1)		新株予約権 1個あたり117,318円 (1株あたり1,173円18銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式 1株あたり 1円		株式 1株あたり 1円	
新株予約権の行使期間		2009年12月3日から 2039年12月2日まで		2010年12月4日から 2040年12月3日まで	
新株予約権の行使の条件		(注2)		(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)		(注4)	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数	123個	新株予約権の数	152個
		目的となる株式数	12,300株	目的となる株式数	15,200株
		保有者数	2名	保有者数	2名
役員の 保有状況	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数	11個	新株予約権の数	10個
		目的となる株式数	1,100株	目的となる株式数	1,000株
		保有者数	1名	保有者数	1名
		株式会社ヨロズ2011年度 発行新株予約権		株式会社ヨロズ2012年度 発行新株予約権	
発行決議日		2011年11月15日		2012年11月13日	
新株予約権の発行価格		無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個あたり151,219円 (1株あたり1,512円19銭)(注1)		新株予約権 1個あたり94,247円 (1株あたり942円47銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式 1株あたり 1円		株式 1株あたり 1円	
新株予約権の行使期間		2011年12月3日から 2041年12月2日まで		2012年12月4日から 2042年12月3日まで	
新株予約権の行使の条件		(注2)		(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)		(注4)	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数	134個	新株予約権の数	274個
		目的となる株式数	13,400株	目的となる株式数	27,400株
		保有者数	2名	保有者数	3名
役員の 保有状況	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数	8個	新株予約権の数	17個
		目的となる株式数	800株	目的となる株式数	1,700株
		保有者数	1名	保有者数	1名

		株式会社ヨロズ2013年度 発行新株予約権	株式会社ヨロズ2014年度 発行新株予約権		
発行決議日		2013年11月12日	2014年11月15日		
新株予約権の発行価格		無償	無償		
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり161,203円 (1株あたり1,612円03銭)(注1)	新株予約権1個あたり176,631円 (1株あたり1,766円31銭)(注1)		
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式1株あたり1円	株式1株あたり1円		
新株予約権の行使期間		2013年12月3日から 2043年12月2日まで	2014年12月4日から 2044年12月3日まで		
新株予約権の行使の条件		(注2)	(注2)		
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)	(注3)		
新株予約権の取得事由		(注4)	(注4)		
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	167個 16,700株 4名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	160個 16,000株 4名
	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	15個 1,500株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	12個 1,200株 1名

		株式会社ヨロズ2015年度 発行新株予約権	株式会社ヨロズ2016年度 発行新株予約権		
発行決議日		2015年11月10日	2016年11月10日		
新株予約権の発行価格		無償	無償		
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり199,446円 (1株あたり1,994円46銭)(注1)	新株予約権1個あたり99,504円 (1株あたり995円04銭)(注1)		
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式1株あたり1円	株式1株あたり1円		
新株予約権の行使期間		2015年12月2日から 2045年12月1日まで	2016年12月2日から 2046年12月1日まで		
新株予約権の行使の条件		(注2)	(注2)		
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)	(注3)		
新株予約権の取得事由		(注4)	(注4)		
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	157個 15,700株 4名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	498個 49,800株 4名
	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	13個 1,300株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	30個 3,000株 1名

		株式会社ヨロズ2017年度 発行新株予約権		株式会社ヨロズ2018年度 発行新株予約権	
発行決議日		2017年11月13日		2018年11月13日	
新株予約権の発行価格		無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個あたり173,801円 (1株あたり1,738円01銭)(注1)		新株予約権 1個あたり92,582円 (1株あたり925円82銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式 1株あたり 1円		株式 1株あたり 1円	
新株予約権の行使期間		2017年12月2日から 2047年12月1日まで		2018年12月4日から 2048年12月3日まで	
新株予約権の行使の条件		(注2)		(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)		(注4)	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数	243個	新株予約権の数	441個
		目的となる株式数	24,300株	目的となる株式数	44,100株
		保有者数	4名	保有者数	4名
	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数	23個	新株予約権の数	31個
		目的となる株式数	2,300株	目的となる株式数	3,100株
		保有者数	1名	保有者数	1名

		株式会社ヨロズ2019年度 発行新株予約権	
発行決議日		2019年11月6日	
新株予約権の発行価格		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個あたり92,568円 (1株あたり925円68銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式 1株あたり 1円	
新株予約権の行使期間		2019年12月3日から 2049年12月2日まで	
新株予約権の行使の条件		(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数	385個
		目的となる株式数	38,500株
		保有者数	4名
	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数	40個
		目的となる株式数	4,000株
		保有者数	1名

- (注1) 新株予約権の払込金額
募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。
- (注2) 新株予約権の行使条件
上記の行使期間内において、当社の取締役・執行役員及び理事の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
- (注3) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。
- (注4) 新株予約権の取得事由
新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由及び条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
- (注5) 監査等委員である取締役に付与している新株予約権は全て監査等委員である取締役就任前に付与されたものであります。
- (注6) 2020年度より、新株予約権の付与に代えて、役員報酬として譲渡制限付株式を付与しております。

2. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 報酬額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

64百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

- (注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記①の金額については、これらの合計額をそのまま記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(2) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、必要に応じて報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠及び報酬の推移等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、適切な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

① 連結子会社数 20社

② 連結子会社の名称

(株)ヨロズ栃木、(株)ヨロズ大分、(株)ヨロズ愛知、(株)庄内ヨロズ、(株)ヨロズエンジニアリング、(株)ヨロズサービス、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズオートモーティブアラバマ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社、ヨロズオートモーティブバドブラジル社、ヨロズタイランド社、ワイ・オグラオートモーティブタイランド社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司、ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社、ヨロズオートモーティブインドネシア社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当する会社はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズオートモーティブアラバマ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社、ヨロズタイランド社、ワイ・オグラオートモーティブタイランド社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社

主として棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品（量産品）、部分品及び原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 貯蔵品

最終仕入原価法

在外連結子会社

主として、先入先出法による低価法によっております。

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

a 当社及び国内連結子会社

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

b 在外連結子会社

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定額法

(ロ) リース資産

リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

- ② 無形固定資産
定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- (4) リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外連結子会社の資産・負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (6) ヘッジ会計の方法
原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。
金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。
通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合には、為替予約等の振当処理を採用しております。
 - a ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針
ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象…借入金、借入金利息
当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前取締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。
 - b ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

通貨スワップは振当処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、自動車メーカー等を主な得意先としており、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造・販売を行っております。

当社及び連結子会社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としております。部品取引については、適用指針98項の代替的な取扱いにより、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷をもって履行義務が充足されると判断しております。金型・設備取引については、当該製品の支配が実質的に顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価により算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件に応じて変動することなく受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先によって加工された製品の全量を買戻す義務を負っております。また、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社および国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、金型・設備取引のうち、当該対価を一定の期間にわたって顧客から回収している取引について、従来は、一定期間にわたり売上高と売上原価を計上しておりましたが、一時点で売上高と売上原価を計上する方法に変更しております。また、有償支給取引について、従来は有償支給した支給品については、棚卸資産の対象とはしておりませんでした。支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品について、金融取引として棚卸資産の認識をするとともに金融負債を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高が201百万円増加しております。

また、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高が449百万円増加し、売上原価は607百万円増加し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が157百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はございません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を主要な財またはサービス別に分類した情報は以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	米州	アジア	
部品	29,119	44,943	48,550	122,612
金型・設備	2,046	878	1,622	4,547
その他	38	—	—	38
顧客との契約から生じる収益	31,204	45,821	50,172	127,199
その他の収益	74	42	—	117
外部顧客への売上高合計	31,279	45,864	50,172	127,316

(注) 上記の財またはサービス別に収益を分解した情報は、セグメント間の内部売上高又は振替高を控除した後の外部顧客への売上高で表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「4. 会計方針に関する事項 (7) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれており、金額は819百万円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 23百万円、固定資産 14,452百万円

・上記のうち、固定資産511百万円（減損損失計上後簿価）については当年度において減損損失を計上し、固定資産13,941百万円については当年度において減損損失を計上していません。

・当社は子会社が保有する資産について、前年度と当年度において減損損失を計上しましたが、当該子会社は引き続き営業損失となり減損損失を計上する可能性があることから、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

- ・固定資産511百万円については割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を下回ったことから、当該資産における減損損失を認識しております。
- ・固定資産13,941百万円については割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、当該資産における減損損失は認識していません。
- ・割引前将来キャッシュ・フローは、5年間の事業計画をベースに6年目以降は成長率を考慮した上で不確実性も勘案し5年目の売上計画を上限値として見積もっております。
- ・当該事業計画は、新型コロナウイルスの拡大に伴う影響も考慮して見直しを行っており、最善の見積りであると判断しております。

② 主要な仮定

- ・割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、売上高を算定する上で基礎となる受注車種の生産台数であります。
- ・受注車種の生産台数は、客先からの内示や外部機関の自動車台数情報をベースとし、過去の実績と計画との乖離率を考慮して計算しております。
- ・新型コロナウイルス感染の拡大に伴う影響について、短期的には客先からの内示や外部機関の情報に折り込まれていると想定し計算しており、中長期的には回復するという仮定で計算しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

- ・主要な仮定である受注車種の生産台数は、見積りの不確実性が高く大幅に変動することが予測されます。

・受注車種の生産台数の変動により、翌年度において減損損失を計上する可能性があるが、前述のとおり検討対象とした子会社は、前年度までにおいて既に減損損失を計上していることから、金額的規模は2020年度の減損損失より、相当程度少ない額となると推計されます。

・新型コロナウイルス感染の拡大に伴う影響は、中長期的には回復するという仮定で計算しているが、想定以上に影響が長期化あるいは拡大した場合には、会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
(株)庄内ヨロズ(山形県)	自動車部品の製造設備等	機械装置及び運搬具	23
合 計			23

当社グループは、事業用資産については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上区分に基づき、原則として各社を基準としてグルーピングを行っており、将来の使用が見込まれていない遊休資産、処分が決定された資産等については個々の資産ごとに減損の要否を判定しております。

自動車部品の製造設備等については、予想しえない市況の変化に伴う得意先需要の大幅な変動のため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（23百万円）として特別損失に計上いたしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産		(単位：百万円)
建物及び構築物	216	
機械装置及び運搬具	2,577	
工具、器具及び備品	2	
土地	403	
合 計	3,200	
担保に係る債務		
一年内返済の長期借入金	4,208	
長期借入金	575	
合 計	4,783	
2. 有形固定資産の減価償却累計額……………	145,524百万円	

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 25,055,636株
- 剰余金の配当に関する事項
 - 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	311百万円	13.00円	2021年3月31日	2021年6月15日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	144百万円	6.00円	2021年9月30日	2021年12月9日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	168百万円	7.00円	2022年 3月31日	2022年 6月10日

- 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 514,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にサスペンション等の輸送用機器部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入等）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引に関しては、通常の外貨建取引に係る実績等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引、金利スワップ及び通貨オプション、通貨スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替相場の状況により、半年を限度として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であります。定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。為替予約取引及び通貨オプション、通貨スワップ取引に関する社内管理規程に基づき、事前に取締役会の承認を得て実施し、取引の状況は取締役会へ報告しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち62.2%が大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

(単位：百万円)

	連 貸借対照表計上額	結 時 価	差 額
現金及び預金	28,866	28,866	—
受取手形及び売掛金	19,185	19,185	—
投資有価証券	5,565	5,565	—
資 産 計	53,618	53,618	—
支払手形及び買掛金	15,055	15,055	—
短期借入金	3,450	3,450	—
長期借入金(※1)	29,396	29,257	△138
負 債 計	47,902	47,764	△138

(※1) 一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金

現金及び預金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

支払手形及び買掛金、並びに短期借入金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	143

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法」の「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ①レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- ②レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- ③レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価：時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 (注1) 株式	5,565	—	—	5,565

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (注2)	—	29,257	—	29,257

時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(注1) 投資有価証券は上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金のうち、変動金利によるものではありません。固定金利によるものの時価は一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,374円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 36円55銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、繰延税金資産の回収可能性の評価等の将来課税所得の見積りを要する会計処理に際して現在生じている国内外の経済活動の停滞は中長期的には回復すると仮定しております。

当社は、当該仮定は当連結会計年度末時点における最善の見積りであると判断していますが、想定以上に影響が長期化あるいは拡大した場合には、繰延税金資産の回収可能性の評価等の、重要な会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式並びに関係会社出資金

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品（量産品）、部分品及び原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 貯蔵品

最終仕入原価法

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間（1年未満の端数を切り捨てた年数）に基づく定率法により、発生年度から償却しております。未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合には、為替予約等の振当処理を採用しております。

a ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金、借入金金利

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取り締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。

b ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

通貨スワップは振当処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社は、自動車メーカー等を主な得意先としており、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造・販売を行っております。

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としております。部品取引については、適用指針98項の代替的な取扱いにより、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷をもって履行義務が充足されると判断しております。金型・設備取引については、当該製品の支配が実質的に顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価により算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件に応じて変動することなく受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、金型・設備取引のうち、当該対価を一定の期間にわたって顧客から回収している取引について、従来は、一定期間にわたり売上高と売上原価を計上しておりましたが、一時点で売上高と売上原価を計上する方法に変更しております。また、従来通関時に収益認識しておりました輸出向け金型・設備取引について、当該製品の支配が実質的に顧客に移転した一時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高が201百万円増加しております。

また、従来の方法に比べて、当事業年度の売上高が192百万円増加し、売上原価は24百万円減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が216百万円増加しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) (7) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はございません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 (単位：百万円)

建物	210
構築物	5
機械及び装置	2,577
工具、器具及び備品	2
土地	403
合 計	3,200

担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	4,208
長期借入金	575
合 計	4,783

2. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 54,239百万円

3. 保証債務等

① 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。

(単位：百万円)

ヨロズオートモーティブテネシー社	4,079
ヨロズオートモーティブアラバマ社	3,122
ヨロズメヒカーナ社	3,234
ヨロズオートモーティブグアナファト デ メヒコ社	710
合 計	11,147

② 下記の会社への貸付金を金融機関に譲渡しており、買戻義務を負っております。

ヨロズオートモーティブテネシー社	3,671百万円
------------------	----------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (単位：百万円)
(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	6,718
短期金銭債務	5,966

(損益計算書に関する注記) (単位：百万円)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	5,186
仕入高等	26,605
営業取引以外の取引による取引高	631

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	1,037,730株
-------------------	------	------------

(税効果会計に関する注記) (単位：百万円)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	18
賞与引当金・役員賞与引当金	130
繰越外国税額控除	810
未払金・未払費用	67
長期未払金	13
投資有価証券及び ゴルフ会員権評価損	308
関係会社株式評価損	13,224
固定資産減損額	11
貸倒引当金	5
その他	316
繰延税金資産小計	14,906
評価性引当額	△14,662
繰延税金資産合計	243

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△33
その他有価証券評価差額金	△730
繰延税金負債合計	△763
繰延税金負債の純額	△519

(注) 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債－繰延税金負債	△519
-------------	------

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ヨロズ栃木	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	材料の 有償支給 (注2)	5,973	有償支給 未収入金	761
				部品の 仕入等 (注2)	6,462	買掛金	755
子会社	(株)ヨロズ大分	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	材料の 有償支給 (注2)	9,251	有償支給 未収入金	1,232
				部品の 仕入等 (注2)	10,889	買掛金	996
子会社	(株)ヨロズ愛知	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	部品の 仕入等 (注2)	3,529	買掛金	479
子会社	(株)庄内ヨロズ	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	資金の借入 (注3)	22	短期借入金	851
子会社	(株)ヨロズエンジニアリング	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	金型・設備の 仕入 (注2)	3,656	買掛金	1,399
				資金の借入 (注3)	△724	短期借入金	167
				仕入債務の 立替支払 (注7)	1,384	未収入金	325
子会社	ヨロズオートモ ティブテネシー社	85.01% (85.01%) (注1)	当社の販売先 役員の兼任	債務保証 (注5)	4,079	—	—

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ヨロズオートモーティブアラバマ社	93.00% (93.00%) (注1)	当社の販売先 役員の兼任	債務保証 (注6)	3,122	保証料	4
子会社	ヨロズメヒカーナ社	89.37%	当社の販売先 役員の兼任	債務保証 (注6)	3,234	保証料	5

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1 議決権の所有割合の()は、間接所有割合で内数であります。
2 営業取引については総原価を勘案して協議の上、決定しております。
3 各社に対する貸付及び借入に伴う利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
なお、資金の貸付及び借入の取引金額は前期末残高からの増減額を表示しております。
4 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
5 債務保証は金融機関からの借入に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っておりません。
6 債務保証は金融機関からの借入に対する債務保証であります。なお、債務保証額等に基づいて算定した保証料を受け取っております。
7 仕入債務の立替支払については子会社と子会社の債権者との免責的債務引受の覚書に基づき、定められた金額以上を立替支払いしております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	志藤 昭彦	(被所有) 直接0.2% 間接3.7%	当社 代表取締役 会長	金銭報酬債権の 現物出資(注 1)	20	—	—
役員	志藤 健	(被所有) 直接0.4%	当社 取締役 副会長	金銭報酬債権の 現物出資 (注1)	12	—	—

(注) 1 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,759円99銭
1 株当たり当期純利益金額	75円25銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社及び連結子会社における固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性の評価等の将来キャッシュ・フロー及び将来課税所得の見積りを要する会計処理に際して現在生じている国内外の経済活動の停滞は中長期的には回復すると仮定しております。当社は、当該仮定は当事業年度末時点における最善の見積りであると判断していますが、想定以上に影響が長期化あるいは拡大した場合には、固定資産や繰延税金資産の回収可能性の評価等の、重要な会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。